

署長の駐車許可を申請する皆様へ



署長の駐車許可については、**その対象を一律に限定することなく**、申請に係る駐車の日時、場所、用務その他当該場所に駐車せざるを得ない特別の事情について審査を行ったうえで、許可をします。

1 申請先

駐車する場所を管轄する警察署（交通課）に申請してください。

2 申請書類

駐車許可証交付申請書 1通

申請に係る車両の自動車検査証（又は写し）

申請に係る場所及びその周辺の見取図（建物又は施設の名称等が判別できるもので、申請に係る場所に印を付したもの）

日時、場所等を記載した計画書等（包括一括申請の場合）

その他知事等の指定書等必要と認める書面

3 その他

日時、場所及び用務の特定された駐車許可であって、複数の場所に連続的に駐車することとなるもの及び特定の場所に反復継続して駐車することとなるものについては、複数の申請を包括して一件の申請とします。

休日や夜間にあっても、急速を要し、やむを得ないと認められる理由がある場合、口頭（電話・FAXを含む）による申請を受理します。

申請に基づき審査した結果、必ずすべて許可されるわけではありませんのでご承知ください。

署長の駐車許可に関するお問い合わせは、駐車する場所を管轄する警察署（交通課）にお問い合わせください。



連絡先 警察本部交通規制課 0742-23-0110
各警察署